

平成 30 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 30 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 30 年 6 月 19 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(高月淳一郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	山下 勝之 君
会 計 課 長	森 隆志 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 30 号 東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 31 号 東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 39 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 40 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 41 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の特定案件 (所管事務) 調査の件
- 日程第 7 議員派遣の件

6 閉 会

開 会（午前9時44分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。議事に入る前に吉永議員の一般質問に関する回答を執行部よりしたいという旨の説明がありましたので、許可をいたしております。町長。

○町長（渡邊悟君）

吉永議員の質問で大村湾におけます地先の漁業権、これがなくなるとどうなるのかですけれども、もちろん漁民がいないということもございますけれども、ここに書いてありますとおり、結論といたしましては空白地域になります。誰もいなくなるとなれば、漁業者がいなくなれば空白地区になりますので、漁業権がないということになります。したがって、漁具を使わない人は今でもやれるわけですけれども、漁具をする人は県知事の許可を受ける必要がございます。

そういうことで漁業権ということを書いておりますけれども、地先の漁業権でございます。質問があつていましたとおり東彼杵町の地先、大村から川棚までの地先、ここが今東彼杵町の漁協に入っている方が権利があるわけです。どんどん高齢化で漁民がなくなっていけば、全く漁業権は消滅します。これが準組合員がいて、どんどん正組合員が減っていけばこれは当然成り立ちません。それは何分の1かの範囲がありますけれども、全く普通の準組合員だけでは成り立ちませんので、多分それは許可の取り消しになるだろうと思っております。

実際これは、そういう事例にあてはめて考えなければなりませんけれど、現在はなっております。共同の漁業権というのが適格性がなくなるということで、裏面に書いてありますとおり、県の方でこういう許可を取り消さなければならないとなっております。

詳しいことは課長の方から若干補足させますので、よろしくお願いいたします。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

町長に代わり補足説明をさせていただきます。資料に書いてありますとおり、漁業権のフローにつきましては大きな2番目に書いてありますとおり、県が漁場計画を立てます。そして漁協がそれに申請して、県が審査をして許可が下りると。

漁場計画の中で東彼杵町の地先というのは、かねてから地先権ということでありましたように、東彼杵町の住民、漁業を営んでいる方々が権利があるということで。その方々がもしなくなれば、漁業権というのは県の方が取り消さなければならないということで、裏面の4番のところに漁業法の第38条、漁業権を取り消さなければならないということになっております。

県の漁業振興課に確認したところ、空白地域のままとするのはあまり好ましくないと。ただ、そういった事態になった時にはおそらく隣接の川棚、大村までそういった関係地区を広げるのかなという話ではあったんですけども、まだ海区漁業調整委員会の諮問機があるようですが、そここの話し合い。後は当然地元漁民との話し合い等々を通じて、それ以降のことについては決めなければならないというふうに、今のところ現段階ではなんともいえないという話でございました。

結論、町長が申しあげましたとおり、もし漁業権がなくなれば誰でも出来ると。ただ漁具等使う、網とか定置網とか使うものについては、別途、県の最後の2ページ目の下に書いてありますとおり、こういった漁法については県の許可、長崎県漁業調整規則に基づく許可を受けている漁師さんについては、白地についてこの漁業法での漁はできるということでした。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で、吉永議員の一般質問に対する回答についての説明を終わります。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

それでは今、東彼杵町には音琴、千綿宿、そして里という3つの港がありますが、現在東彼杵、漁業権というのではなくて、港は一本化されているのではないのかなという記憶をしていますが、そうすると港の地先漁業権っていうのは暗黙の了解で、音琴地区はここまで、千綿宿はここまで、里はここまでっていう暗黙の了解の魚場が今も存在していると思います。

そうすると、例えば3地区の内にどっかの地域が少なくなって、その地域が正組合員もいなくて漁師がいなくなったということになると、そこだけぼんと空くような状況になるかと思います。

そうすると今のいう考え方でいけば、3つの漁港は1つだということであれば、全てがこの3つの漁場は共用になっているのかな、なっていないのかということはどうに解釈していいんですか、それは。もし説明を求められた場合は、どのように回答していいんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

漁港の1つは、これは費用対効果の関係で事業をする場合に、費用対効果は3漁港で1つの効果を出すということで、費用対効果の時に使います。

後、漁業権には関係ございません。漁港はそのものは関係ありません。ただ今議員がおっしゃるように、浦の漁民の方の地先の漁業権、それから宿の西宿の方の漁業権、それから里地区の方の漁業権とあります。だからそこは工区になっていると思いますので、その工区の中でそういう方がいらっしゃらなければ、当然県の方が取り消しをするだろうと思います。

だから今のところは、まだ実際調べたら専業農家というのは90日以上働く、漁業で生計を立てるとか、四角四面にいきますと該当する人がいないんじゃないかと考えております、今の時点でも。

ですから、それは漁業権としてありますから、特にとやかく言わずに全く問題なく、推移しております。

これから本当に専業が、ほとんど町内、3漁港の関係者あたりが全員いなくなれば、漁業権を県の方が抹消するだろうと思いますので、その危険性は十分あります。もちろん、ですからどこかがボンと空くという時は、それは逆に私の考えですけども、これは逆に地先ですので、その地先で、いわゆる漁業を営んでいる方ですから、例えば西宿の方がほとんどいなくなっても漁業権が消

滅しそうだという時は、逆に里と浦地区あたりを統合して一本の漁業工区にするのか。それは地先権で漁業権の範囲を拡大すればいいわけですので、それでいくらか長らえるだろうと思っております。

しかし、いなくなればさっきの説明のとおりかと思っております。説明がなかなか難しいですけども、よろしくをお願いします。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今の説明を漁師の方にしていいんですね。了解です。

日程第1 議案第30号 東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議案第31号 東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第39号 平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（後城一雄君）

それでは日程第1、議案第30号東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、日程第2、議案第31号東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例の制定について、日程第3、議案第39号平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、吉永秀俊君。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第30号 東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

2 審査年月日

平成30年6月14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は町内の地域経済牽引企業等が長崎県基本計画に沿って作成し、国及び県の承認を受けた

地域経済牽引事業計画に従い、長崎県基本計画の同意日から5年以内に対象施設を設置した場合、家屋及び土地の固定資産税を課税開始から3年間免除するものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定措置であると認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

記

1 付託された事件

議案第31号 東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例の制定について

2 審査年月日

平成30年6月14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長の出席を求め委員会を開催しました。

本条例は防災情報及び行政情報の提供に必要な機器の更新並びにソフトウェアの開発に必要な財源を確保するため設置されたものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定措置であると認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

記

1 付託された事件

議案第39号 平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）

2 審査年月日

平成30年6月14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7980万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億9580万7000円とするものである。

歳出の主なものは、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金3200万円、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業費補助金1440万円、農産加工センター解体工事費500万円、総合会館公衆無線LAN環境整備業務委託料565万5000円等である。

歳入の主なものは、県支出金4672万円、オフトーク通信施設等財政調整基金繰入金749万5000円、町債520万円等である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置であると認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから委員長に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は先に議案番号を告げてから

お願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号東彼杵町地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 31 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号東彼杵町防災情報等提供設備財政調整基金条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 39 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 40 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 4、議案第 40 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長 浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 40 号 平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

平成 30 年 6 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、6 月 14 日、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4660 万円とするものである。

歳出については、平成 31 年 4 月 1 日に開校を予定されている学校法人きのくに子どもの村学園の寮建設に伴う西部地区管路新設工事請負費 300 万円が計上されている。

歳入については、一般会計繰入金 300 万円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事施工にあたっては地元説明を十分行い、トラブル等が発生しないよう注意を払ってほしいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから委員長に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 41 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（後城一雄君）

次に日程第 5、議案第 41 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 41 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 686 万 8000 円を追加いたしまして、予算の総額を 46 億 267 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由は、総務費に町制施行 60 周年記念事業に係る経費として、686 万 8000 円を追加計上して、財源としてしましては、繰越金を当てております。

これは大変補正予算と一緒に第 1 号と出すべきだったんですけれども、遅れまして会期内には提出することができましたけれども、もっと早く出せばよかったかなと反省いたしております。そういうことで来年の 5 月 1 日が天皇の新たに退位と新しく天皇が誕生いたします。

それに併せまして、元号の改正の 5 月 1 日で行われます。そうしますと今宮内庁とか総務省に連絡を取りながら、どういう行事が想定されるのかってということもやっておりますけれども、今の段階では市町村に大きな行事とかをするようなことは今のところはありませんと。

ただ儀礼的に、何か国旗の掲揚とか、何かすることがあるのではないかと考えております。

これからそこら辺の情報を中心にやるようになるかと思えます。したがいまして、5 月 1 日にそういう記念行事をするのか、あるいはちょうど私の任期が 5 月 21 日まででございますので、それまでにするのか、まだ分かりません。状況を見ながらずれる場合も十分考えられますので、そういう予定で進めております。したがいまして、今回はつかみで予算を上げておりますので、よろしく願いいたします。

内容につきましては財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わり説明を加えます。

6 ページをお願いいたします。3 歳出、2 款 1 項 15 目町制施行 60 周年記念事業費、7 節賃金は町制 40 周年以後から今日までの町制を資料として整理する臨時雇賃金 74 万 4000 円を、13 節委託料は、町制施行 60 周年記念誌の構想から編成案作成及び A4 版カラー 180 ページ、3000 部の印刷代として、612 万 4000 円を追加いたしております。

戻っていただいて 5 ページ、2 歳入、20 款 1 項 1 目、今回補正の財源とするため前年度繰越金 686 万 8000 円を追加しております。

1 ページから 4 ページの第 1 表は、ただいま説明の積み上げですので説明を省略いたします。以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

ただいま議案の説明の中で、当初の補正予算で出すべきであったというようなお話がございましたけれども、6月の定例会の補正にも出さず、また、当初予算の3月にも当然60周年と来年はくるだろうということは予想されていたわけですね。

それに対してもう会期末も、一番最終日にこのような議案の上程の仕方というのは、ちょっと議会に少しお時間をいただいて付託するぐらいのお時間をいただいてもよかったのではないかと思います。

今後このようなことがないようにお願いしたいとともに、もし、こういう事態があった場合は、付託して、次の議会まで審議を延ばすということもありうるということもよろしくお考えください。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご指摘のとおりです。当然、当初予算でも考えられることでございます。本当に怠慢だったと思っております。

これも少なくとも6月の1号補正、これにやっぱり十分間に合わせないといけないということで、私も常々PDCAといつも言っておりますけれども、これもやっておりますけれども、それができてないということは自分自身が反省をいたしております。

もちろん会期中に上げるんですけれども、会期中の当初ですぐ連続して上げれば一番いいんでしょうけれども、1号の補正が通らないうちに、また2号っていうのは出せないという制約等もございますので、そういう点は十分注意をしなければならないかと思っております。

今後ともご指摘のとおり真摯に受け止めて反省をして、今後こういうことがないように努力をしたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（後城一雄君）

他に。9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

元号の改定は5月1日、町長の任期は5月21日とご説明がありました。では60周年の町制が発足して60周年。ピンポイントの60周年は何月何日になるのでしょうか、来年の。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから平成31年5月1日でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

まず、先ほどの町長の答弁では、今日提出したのに対しては怠慢であったということを認められましたが、本来私どもの議会に対してましては、当然これは最低でも初日に第1号の補正予算として、これを計上すべきではなかったのかなと私もそう思っております。

そこでこれより5点質疑をさせていただきますので、記録をお願いします。

まず、この記念誌を発行するにあたっては、節目の年ということで発行されるものだということは理解しておりますが、最大の目的とその効果というのがどのようなものなのかというのを第1点目。

次が、制作業務ということ、製本するに編成とか何とかという説明がありましたが、業務委託先っていうのは、既に選択ができているのか、それともこれから選択されるものか。

次に印刷部数は何冊印刷されるのか。

そして配布部数はどのくらいなのか。そして予備としての部数がその残りだと思えます。

後もう1つ追加が、この町外への配布先というのは、どのようなところを想定されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1点目の目的と効果ですけれども、目的というのは東彼杵町が誕生いたしましてちょうど60年、還暦でございます。特に40周年をして50周年を全くやっておりません。そういうことで目的といたしましては、町の成果を後世に残すという事が大きな目的でございます。

効果は当然それがなければ、後世に全く資料がございませんので、わからなくなるだろうと思っております。特に50周年がやっていない。そういう記録誌が全くございませんので、ここは町勢要覧で少しカバーしておりますけれども、ほとんど計数的なものは残っておりません。したがって、40周年からのまとめになろうかと思っております。そういう効果は当然出てくるだろうと思っております。

それから委託先につきましては、前回金額的なものを上げているのは平成11年に40周年をした時にその時の決算書を見て、このくらいかかっているなということで今つかみで上げております。

これからいろんな印刷業者あたりの見積もりを取りながら、決定していきます。

ただし、まだ、どのような体裁とか仕上がりですね、40周年みたいにがっちりしたものを作るのか、もう少しラフな安価なものを作ろうかという考えもありますけれども、その辺をこれから検討しようかと考えております。

印刷部数は先ほど課長が申しましたとおり、3000部を予定いたしております。もちろん全世帯配布と考えております。

そうなりますと例えば式典をした時の来訪者とか、いろんな方がまたお見えになりますので、それらの部数をどのくらいしたらいいのか、これからもう少し詰めて3000部で足りるのかどうか。あるいは増刷ができます。いったん型版ができますと、そういう版權っていいですか、そういうのがありますので、できるかと思っております。

それと併せましてこれから来年に向けましては、9月あるいは12月、3月ですと補正予算がございます。それは遅れることなく、祝賀会の費用とか、その他のいろんな諸々の費用も今から組み立てていかなければなりませんので、上げていこうと考えております。

それから町外への配布先ですけれども、町外へは例えば県内の県と20市町村ですか、そういう所に。県内の市町には記念誌ということで配布をしなければなりません。

それから後は、国会議員の先生方とか、あるいは総務省とか、そういう国のところにも記念誌と

して配布をしなければなりません。それは今から考えていきますので、今いくらということは申しませんけれども、そういう考えでいこうかなと考えております。今から検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

了解しました。実はこの 40 周年からこれまで記念誌というのは、本来節目というのは 50 周年だったんですね。50 周年の時に、当時の町長と実はお話をさせていただいた記憶がございます。その時の当時の町長は 50 周年の節目は何もしないんですか、ということで私は尋ねたことがございます。

そうすると、町の財源も厳しい状況であるので、式典費用並びに記念冊子を発行することによっての費用対効果も考えて、今回は見送るといような回答をいただいたような記憶をもっております。

今回、そうすると 20 周年分っていうか、空白の部分の歴史を綴った記念冊子になるのかなと想定はします。おそらく私の家にも実は 40 周年記念誌が本棚にありますけど、ほとんど、最初配布された当時は見ておりましたが、今はおそらく見ておりませんね。

そういったことでこの記念誌っていうのが、後世にこの町の様子を、その時代背景を伝えるという意味では有効とは思っております。思っておりますので、ましてのこと先ほど、そういった記念誌を発行するというのであれば、最初からと、当初予算からこの記念誌を作るんだと、今年度は作るんだと、30 年度は作るんだというような意気込みにならないと、今回のような話にはなっていないのかなという話になってくるわけですよ。

ですから、最終日に出されると、思いつきで記念誌を発行しようかという印象だっけ受けるわけですよ。ですから、本当にこの記念誌を、歴史を残す記念誌を発行するのであれば、事前に準備して、そしてこの記念誌を作るのであれば、ここに臨時さんを雇って 74 万 4000 円計上されておりますが、そういう人達も実は事前に準備をしてたら、別にいらんんじゃないかなっていう気がするんですよ。急ぎよ思いついたからこういった予備の職員まで必要になっているんじゃないのかなって思うんですがいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

思いつきとかいうことはございません。それは最初からそういう計画でございました。課長あたりも来年の 5 月 1 日は 60 周年ということで課長会でも話をしておりますし、適当な時期にやっぱり予算要求はするべきだった。そこは欠落をしていたと考えております。

そしてこれを行う上では膨大な資料を集めなければいけません、20 年間。そしたらとても職員の片手間ではできませんので、臨時職員の方を採用いたしまして。これはかなりその辺の事情に詳しい方を選択しなければなりません。金はいりますけれども、お願いしたいなと考えております。

もちろん今議員がおっしゃった質問外ですけども、立派な記念誌、想定が非常に素晴らしい記念誌がございます。これは私は今考えているのは、全世帯配布のものについてはダイジェスト版と

いう概要版的なものを作ろうかと思います。これには写真的なものが主なものと思います。グラフとか計数とかは、これは記念誌として残すべきですから、これはそんなに部数は多く必要ないと思います。そこら辺の経費削減を図りながら 20 年間の穴埋めで、これは 10 年前に本来してもらいたかったんです。無駄だということで経費がないということでございますけど、それは町長にとっては無駄かも分かりませんが、町民にとっては大事な財産でございますので、当然残すべきだと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今の答弁ですと、町民配布用の冊子と重要なポジションのところの冊子と 2 種類あるというような理解をしたんですが。その 2 種類分けての経費削減っていうのは、本当にできるんですか。

かえって 2 種類作ることによって、費用がかさむのではないのかなという気がしますが、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういうかさむようであれば止めなければいけませんけれども、そういう方法ができたらと思っております。今おっしゃるように町民の方は配布をしますけれども、ほとんどさっと見て、後は見られません。ですから、それはやっぱり役場とか教育委員会あたりにしっかりした資料版を残せばいいわけです。それをダイジェスト版で、記念誌の中から写真的なものを抜き出しての方がダイジェスト版といいますけれども、そういうのが格安でできるんじゃないかと思っております。

もちろん製本次第では高くなる場合、部数によって高くなる場合もありますので、それは予算の可決された後、考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に、3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

町長にお尋ねいたします。この 60 周年記念がいつ庁内で決まったのか、やるというのを。最初から先ほど意見がでましたように、町長の施政方針か何かに載って、今年度は来年度に向けて 60 周年をやるんだという方針を決めておられた。載ってたら予算も順次かかってくると思うんですね。

でも今あがったということは、60 周年をやらなくてはいけない庁舎内のプロジェクトみたいのが出来上がってできたものか、チームがですね、どういう経緯だったのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

冒頭、当初予算でも上げていいんでしょうけれども、まだまだそこまではどうするのかということは職員がなかなか気付いておりませんでした。たぶん施政方針で私も言ったかどうか分かりませんが、来年は 60 周年だということを至るところで言っていると思います。課長会議あたりでももちろん言っています。

これは課長の悪口になりますけれども、実は課長が失念しておりまして、本来やっぱり6月の当初予算に上げるべきだったんですよ。それを急ぎよ上げたいということで、もう間に合わないぞということで私がせかしまして、どうしても今回、お願いしようということで上げないと、来年の5月1日から逆算して、3月末ぐらいまでには完成させないといけないわけです。繰越できませんので、逆算すればどうしようもないということで。

いつ言ったのかということは定かではございません、施政方針を後で見ないといけないですけども、来年は60周年とか、なんかの機会でそういう話をしていると思います。当然これは忘れていても思い出すべきです。いつ言ったかは定かではございませんけれども、やろうというのは元々考えておりました。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

と言いますのは、この行事がよその市町村を見ても、また記念行事がございますよね。例えば川棚町なんか大相撲をされた時もありますし、だから時間が限られてきますので、そういうのはチームで、係だけでなく進められたらいかかと思うんですがどうでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは当然、課長を中心にプロジェクトチームを作れということで言っております。それは一人ではできません。20年間の資料を出すだけでも、相当、50年で節目であっていただければいいんですけども、ないわけですから。本当に役場の日誌からひろっていかないといけないので、役職員とかそういうものまで全部調べなければいけないので、とてもじゃないボリュームがあります。

したがいまして、日にちが相当かかるだろうと思っております。これからいろんな、また補正のお願いあたりもすることになると思います。適宜対応してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

先ほど議運の委員長が冒頭に言いましたけれども、今回2度のミスといいますか、重なっているわけですよね。本来ならば4月の当初予算に上げる。それが忘れていたにしても6月の議会の初日に上げるべきだったということで、先ほど町長が課長が失念してたとおっしゃたんですけど、それはやはり違うと思いますよ。

やはりこれは町長を含めた全員が失念、忘れていたわけですから、課長一人の責任ではないと私は思います。町長を含めた職員さん全部の、私はミスではなかったというふうに思います。

今回、議運の委員長が申しましたけど、本来ならば付託して、じっくりといろんな説明を聞いて、先ほど同僚議員からたくさん質問がありましたように、いろんな質問を聞いて、十分に審査する時間が私は必要だと思います。

ですからこういった議案の提出の仕方といいますのは、あまりにも議会軽視に繋がると私は思います。

先ほど議運の委員長が強く言えなかったんですけれども、私は今回は仕方ないとして、次回からこのようなことはあまり好ましくないと思っておりますので、こういった議案の提出はもうこれを最後にしていただきたいということをお願いしたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど前田議員にも答弁しましたが、今後このようなことが2度とないように職員共々反省してまいろうと思えますので、大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（後城一雄君）

次に日程第6、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務のうち会議規則第74条の規定により、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 7 議員派遣の件

○議長（後城一雄君）

日程第 7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成 30 年第 2 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会（午後 10 時 28 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 岡田 伊一郎

署名議員 前田 修一